

北本市議会 議会報告会（第 48 回） 次第

令和 8 年 4 月 25 日（土）
午後 9 時 30 分から 文化センター
【司会進行】 広報広聴副委員長

1 開 会 広報広聴委員長

2 あいさつ 議 長

3 各議員による自己紹介

4 議会報告会の進め方について

5 【第 1 部】 臨時会・定例会の報告

（1） 令和 8 年第 1 回臨時会・令和 8 年第 1 回定例会の報告

ア 臨時会、先議・追加議案の審議概要 議会運営正副委員長

イ 委員会付託議案の審議概要

▷ 予算決算常任委員会の審議概要 予算決算常任正副委員長

▷ 総務文教常任委員会の審議概要 総務文教常任正副委員長

▷ 健康福祉常任委員会の審議概要 健康福祉常任正副委員長

▷ 建設経済常任委員会の審議概要 建設経済常任正副委員長

ウ 議会改革特別委員会中間報告 議会改革特別正副委員長

エ 議員提出議案等の審議概要 議会運営正副委員長

（2） 質疑応答

6 【第 2 部】 意見交換会

7 閉 会

令和 8 年第 1 回臨時会

議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
1	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度北本市一般会計補正予算（第 7 号）） （選挙管理委員会事務局）	1 趣旨 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの 2 内容 (1) 補正前の額 295 億 3,620 万 8 千円 (2) 補正後の額 295 億 8,328 万 2 千円 歳入歳出それぞれ 4,707 万 4 千円を追加 3 専決処分の日 令和 8 年 1 月 20 日
2	北本市職員の給与に関する条例及び北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について （総務部総務課）	1 趣旨 人事院勧告を踏まえ、給料表並びに通勤手当、期末手当及び勤勉手当を改定するもの 2 内容 (1) 北本市職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係） ア 通勤手当の改定（第 10 条） イ 期末手当の改定（第 17 条の 2） ウ 勤勉手当の改定（第 17 条の 5） エ 給料表の改定（別表第 1） (2) 北本市職員の給与に関する条例の一部改正（第 2 条関係） ア 期末手当の改定（第 17 条の 2） イ 勤勉手当の改定（第 17 条の 5）

令和 8 年第 1 回臨時会

		(3) 北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 3 条関係） ア 給料表の改定（第 7 条） イ 期末手当の改定（第 10 条） ウ 勤勉手当の改定（第 10 条） (4) 北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 4 条関係） ア 期末手当の改定（第 10 条） イ 勤勉手当の改定（第 10 条） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第 1 項） 公布の日ほか (2) 経過措置等（附則第 2 項～附則第 4 項）
3	市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について （総務部総務課）	1 趣旨 市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するもの 2 内容 (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正（第 1 条関係・第 2 条関係） 期末手当の改定（第 5 条） (2) 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第 3 条関係・第 4 条関係） 期末手当の改定（第 5 条） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第 1 項） 公布の日ほか (2) 経過措置等（附則第 2 項・附則第 3 項）
4	北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について （総務部総務課）	1 趣旨 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当を改定するもの 2 内容 北本市会計年度任用職員の報酬

令和 8 年第 1 回臨時会

		等に関する条例の一部改正（第 1 条関係・第 2 条関係） (1) 期末手当の改定（第 2 条） (2) 勤勉手当の改定（第 2 条） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第 1 項） 公布の日ほか (2) 経過措置等（附則第 2 項～附則第 4 項）
5	令和 7 年度北本市一般会計補正予算（第 8 号） （各部課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 2 9 5 億 8, 3 2 8 万 2 千円 (2) 補正後の額 3 0 5 億 6, 2 7 1 万 3 千円 歳入歳出それぞれ 9 億 7, 9 4 3 万 1 千円を追加 2 内容 歳出については、議員及び市長等の期末手当、職員の給与の改定並びに職員の人事異動に伴う所要額を補正するとともに、物価高騰対策等に係る所要額を補正し、歳入については、国庫支出金等の所要額を補正するとともに、財政調整基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
6	令和 7 年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号） （総務部総務課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 1 1 億 1, 9 2 0 万円 (2) 補正後の額 1 1 億 2, 0 3 7 万 1 千円 歳入歳出それぞれ 1 1 7 万 1 千円を追加 2 内容 歳出については、職員の給与の改定に伴う所要額の補正を行い、歳入については、一般会計繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を

令和 8 年第 1 回臨時会

		図った。
7	令和 7 年度北本市国民健康 保険特別会計補正予算（第 2 号） （総務部総務課、こども健 康部保険年金課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 6 4 億 5, 9 7 7 万 4 千円 (2) 補正後の額 6 4 億 7, 4 0 4 万 5 千円 歳入歳出それぞれ 1, 4 2 7 万 1 千円を追加 2 内容 歳出については、職員の給与の 改定及び職員の人事異動に伴う所 要額を補正し、出産育児一時金を 増額するとともに、補正予算収支 の均衡を図るため国民健康保険財 政調整基金積立金を減額し、歳入 については、一般会計繰入金を増 額した。
8	令和 7 年度北本市介護保険 特別会計補正予算（第 4 号） （総務部総務課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 6 5 億 4, 9 2 7 万 6 千円 (2) 補正後の額 6 5 億 5, 1 3 3 万 8 千円 歳入歳出それぞれ 2 0 6 万 2 千 円を追加 2 内容 歳出については、職員の給与の 改定及び職員の人事異動に伴う所 要額の補正を行い、歳入について は、一般会計繰入金を増額し、補 正予算収支の均衡を図った。
9	令和 7 年度北本市公共下水 道事業会計補正予算（第 2 号） （総務部総務課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 支出の総額 1 7 億 7, 9 9 5 万 2 千円 (2) 補正後の額 支出の総額 1 7 億 8, 1 4 2 万 7 千円 支出 1 4 7 万 5 千円を追加

令和 8 年第 1 回臨時会

		2 内容 支出について、職員の給与の改定に伴う所要額の補正を行った。
--	--	---------------------------------------

令和 8 年第 1 回定例会

議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
1 0	令和 8 年度北本市一般会計 予算 (各部課)	1 趣旨 歳入歳出の総額 2 8 9 億 4, 1 0 0 万円 2 内容 対前年度比 9 億 2, 4 0 0 万円 3. 3 % の増 北本駅東口駅前シェルター整備 事業等を予算計上
1 1	令和 8 年度北本市後期高齢 者医療特別会計予算 (こども健康部保険年金課)	1 趣旨 歳入歳出の総額 1 4 億 6, 0 1 0 万円 2 内容 対前年度比 1 億 7, 3 8 0 万円 1 3. 5 % の増 後期高齢者医療広域連合納付金 等を予算計上
1 2	令和 8 年度北本都市計画事 業久保特定土地区画整理事 業特別会計予算 (都市整備部久保土地区画 整理事務所)	1 趣旨 歳入歳出の総額 9 億 6 8 0 万円 2 内容 対前年度比 2 億 1, 2 4 0 万円 1 9. 0 % の減 区画整理事業に係る街路築造工 事、建物・物件移転の補償費等を 予算計上
1 3	令和 8 年度北本市国民健康 保険特別会計予算 (こども健康部保険年金課)	1 趣旨 歳入歳出の総額 6 4 億 1 9 0 万円 2 内容 対前年度比 5, 0 1 0 万円 0. 8 % の増 保険給付費等を予算計上
1 4	令和 8 年度北本市介護保険 特別会計予算 (福祉部高齢介護課、こど	1 趣旨 歳入歳出の総額 6 6 億 7, 5 7 0 万円

令和 8 年第 1 回定例会

	も健康部健康づくり課)	2 内容 対前年度比 3 億 3, 6 2 0 万円 5. 3 % の増 保険給付費等を予算計上
1 5	令和 8 年度埼玉県央広域公平委員会特別会計予算 (埼玉県央広域公平委員会)	1 趣旨 歳入歳出の総額 5 9 万 9 千円 2 内容 対前年度比 1 万 6 千円 2. 7 % の増 埼玉県央広域公平委員会に係る 事務経費を予算計上
1 6	令和 8 年度北本市公共下水道事業会計予算 (都市整備部建設課)	1 趣旨 支出の総額 1 7 億 6, 4 0 4 万 8 千円 2 内容 対前年度比 6 9 9 万 6 千円 0. 4 % の増 公共下水道污水管の維持管理等 に要する費用及び管渠整備費等を 予算計上
1 7	北本市ふるさと応援基金の 設置、管理及び処分に関する 条例の一部改正について (政策推進部市長公室)	1 趣旨 第六次北本市総合振興計画の策 定に伴い、規定の整備をするもの 2 内容 充当事業の整備 (第 1 条) 3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日
1 8	北本市いじめ防止対策推進 条例の一部改正について (政策推進部政策推進課)	1 趣旨 組織機構の改正に伴い、規定の 整備をするもの 2 内容 組織機構の改正に伴う規定の整 備 (第 2 9 条) 3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日
1 9	北本市職員の給与に関する 条例の一部改正について	1 趣旨 人事院勧告を踏まえ、通勤手当

令和 8 年第 1 回定例会

	(総務部総務課)	を改定するもの 2 内容 (1) 自動車等使用職員に対する通勤手当の上限額の引上げ (第 10 条) (2) 駐車場等利用職員に対する通勤手当の支給 (第 10 条) 3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日
2 0	北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 趣旨 北本市特別職報酬等審議会が答申した特別職の報酬等の額を踏まえ、北本市議会の議員の議員報酬の額を改定するもの 2 内容 議員報酬の額の改定 (第 2 条) 3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日
2 1	北本市行政手続条例の一部改正について (総務部総務課)	1 趣旨 行政手続法の一部改正を踏まえ、公示送達をインターネットを利用する方法等により行うことができるようにするとともに、規定の整備をするもの 2 内容 (1) 公示送達の規定の改正 (第 15 条) (2) 規定の整備 (第 15 条ほか) 3 施行期日等 (1) 施行期日 (附則第 1 項) 令和 8 年 5 月 21 日 (2) 経過措置 (附則第 2 項)
2 2	北本市国民健康保険税条例の一部改正について (こども健康部保険年金課)	1 趣旨 子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金に係る課税額の追加等をするもの 2 内容

令和 8 年第 1 回定例会

		(1) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る規定の追加（第 2 条ほか） (2) 子ども・子育て支援納付金課税額の減額（第 22 条） (3) 規定の整備（附則第 3 項ほか） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第 1 項） 令和 8 年 4 月 1 日 (2) 経過措置（附則第 2 項）
2 3	北本市都市公園条例の一部改正について (都市整備部都市計画課)	1 趣旨 市民負担の公平性及び適正な受益者負担を確保するため、北本市使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づき、利用料金の上限額を改定する等するもの 2 内容 (1) 附属設備の追加（別表第 2） (2) 有料の体育施設の利用料金の上限額の改定（別表第 3） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第 1 項） 令和 9 年 1 月 1 日 (2) 経過措置（附則第 2 項）
2 4	人権擁護委員候補者の推薦について (総務部人権推進課)	現委員の太田清美氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を推薦するため議会の意見を求めるもの
2 5	令和 7 年度北本市一般会計補正予算（第 9 号） (各部課)	1 趣旨 (1) 補正前の額 3 0 5 億 6, 2 7 1 万 3 千円 (2) 補正後の額 3 0 3 億 8, 7 7 7 万 3 千円 歳入歳出それぞれ 1 億 7, 4 9 4 万円を減額 2 内容 歳出については、各事務事業費の確定・見込額による所要額の補

令和 8 年第 1 回定例会

		正を行うとともに、減債基金等の積立金を増額し、歳入については、見込額による市税及び地方交付税等の補正並びに各事務事業費の確定による国庫支出金、市債等の所要額の補正を行うとともに、財政調整基金繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
2 6	令和 7 年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） （こども健康部保険年金課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 1 3 億 2, 5 0 5 万 5 千円 (2) 補正後の額 1 4 億 4 5 1 万 2 千円 歳入歳出それぞれ 7, 9 4 5 万 7 千円を追加 2 内容 歳出については、広域連合納付金を増額し、歳入については、後期高齢者医療保険料を増額するとともに、保険基盤安定繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
2 7	令和 7 年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号） （都市整備部久保土地区画整理事務所）	1 趣旨 (1) 補正前の額 1 1 億 2, 0 3 7 万 1 千円 (2) 補正後の額 7 億 5, 5 1 2 万 6 千円 歳入歳出それぞれ 3 億 6, 5 2 4 万 5 千円を減額 2 内容 歳出については、各事務事業費の確定・見込額による所要額の補正を行い、歳入については、国庫支出金及び市債等の所要額の補正を行うとともに、一般会計からの繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
2 8	令和 7 年度北本市国民健康	1 趣旨

令和 8 年第 1 回定例会

	保険特別会計補正予算（第 3 号） （こども健康部保険年金課）	(1) 補正前の額 6 4 億 7, 4 0 4 万 5 千円 (2) 補正後の額 6 5 億 1, 0 6 5 万 6 千円 歳入歳出それぞれ 3, 6 6 1 万 1 千円を追加 2 内容 歳出については、各事務事業費の確定・見込額による所要額の補正を行うとともに、補正予算収支の均衡を図るため国民健康保険財政調整基金積立金を減額し、歳入については、県支出金及び一般会計からの繰入金等の所要額の補正を行った。
2 9	令和 7 年度北本市介護保険特別会計補正予算（第 5 号） （福祉部高齢介護課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 6 5 億 5, 1 3 3 万 8 千円 (2) 補正後の額 6 4 億 3, 4 1 9 万 1 千円 歳入歳出それぞれ 1 億 1, 7 1 4 万 7 千円を減額 2 内容 歳出については、各事務事業費の確定・見込額による所要額の補正を行うとともに、補正予算収支の均衡を図るため保険給付費支払基金積立金を減額し、歳入については、国庫支出金等の所要額の補正を行った。
3 0	令和 7 年度埼玉県央広域公平委員会特別会計補正予算（第 1 号） （埼玉県央広域公平委員会）	1 趣旨 (1) 補正前の額 5 8 万 3 千円 (2) 補正後の額 6 2 万 4 千円 歳入歳出それぞれ 4 万 1 千円を追加 2 内容

令和 8 年第 1 回定例会

		歳出については、審査請求に伴う経費を増額し、歳入については、構成団体からの負担金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
3 1	令和 8 年度北本市一般会計 補正予算（第 1 号） （福祉部共生福祉課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 2 8 9 億 4, 1 0 0 万円 (2) 補正後の額 2 9 0 億 2, 5 9 4 万 7 千円 歳入歳出それぞれ 8, 4 9 4 万 7 千円を追加 2 内容 歳出については、最高裁判所判決への対応を踏まえた保護費等の追加支給に要する経費を計上し、歳入については、国庫支出金の所要額を増額するとともに、財政調整基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。

令和 8 年第 1 回定例会

追加議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
3 2	令和 7 年度北本市一般会計 補正予算（第 1 0 号） （政策推進部政策推進課、 こども健康部子育て支援 課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 3 0 5 億 6 , 2 7 1 万 3 千円 (2) 補正後の額 3 0 5 億 6 , 2 7 1 万 3 千円 歳入歳出総額に変更なし 2 内容 繰越明許費について、コンビニ 交付標準準拠システム移行事業に 係る所要額を翌年度に繰り越すと ともに、物価高対応子育て応援手 当支給事業に係る所要額を増額す るもの

令和 7 年度一般会計補正予算等の概要

1 補正予算の規模

一般会計（9号）	△ 174,940 千円(補正後累計	30,387,773 千円)
後期高齢者医療特別会計（2号）	79,457 千円(補正後累計	1,404,512 千円)
久保土地区画整理事業特別会計（3号）	△ 365,245 千円(補正後累計	755,126 千円)
国民健康保険特別会計（3号）	36,611 千円(補正後累計	6,510,656 千円)
介護保険特別会計（5号）	△ 117,147 千円(補正後累計	6,434,191 千円)
埼玉県央広域公平委員会特別会計（1号）	41 千円(補正後累計	624 千円)

2 一般会計補正（第9号）の内容

（歳出）

生活保護扶助経費の増額	6,666 千円
会計業務経費の増額	926 千円
災害救助経費	60 千円
積立金（減債基金 外7件）	55,839 千円
後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 11,433 千円
久保特定土地区画整理事業特別会計繰出金	141,867 千円
国民健康保険特別会計繰出金	13,349 千円
埼玉県央広域公平委員会負担金	41 千円
国・県等支出金返納金	39,244 千円
事業費の確定に伴う減額補正	△ 421,499 千円

（歳入）

市税（固定資産税）	200,000 千円
地方交付税（普通交付税）	364,843 千円
分担金及び負担金（保育所児童保護者負担金）	5,029 千円
使用料及び手数料（保育所保育料）	2,004 千円
国庫支出金（国民健康保険基盤安定負担金 外15件）	△ 155,431 千円
県支出金（国民健康保険基盤安定負担金 外6件）	△ 2,785 千円
財産収入（財政調整基金利子 外8件）	2,529 千円
寄附金（ふるさと応援寄附金）	△ 100,000 千円
繰入金（財政調整基金 外3件）	△ 415,008 千円
諸収入（受託事業収入 外3件）	△ 921 千円
市債（保育所施設改修事業債 外6件）	△ 75,200 千円

（繰越明許費）

市道6334号線道路改良事業	6,955 千円
市道2305・3269号線道路改良事業	2,500 千円

（債務負担行為）

廃止 デーノタメ遺跡保存活用計画策定業務	△ 6,501 千円
----------------------	------------

（地方債）

変更 道路整備事業 外5件	△ 73,600 千円
廃止 保育所施設改修事業	△ 1,600 千円

令和8年度北本市当初予算（案）記者発表資料

I 令和8年度予算総括

- 令和8年度の一般会計当初予算は、前年度当初予算に比べて9億2,400万円増の289億4,100万円となりました（令和7年度比3.3%増額予算）。
歳入では、市税が令和7年度比3.2%の増となり、歳出では、扶助費等の社会保障関係経費や、公共施設の整備、改修、統廃合に要する経費が増加しています。
- 新たにスタートする第六次北本市総合振興計画における人口の変化を踏まえたまちづくりの方向性としての「定住人口の維持及び交流人口・関係人口の増加」、「地域資源を活かしたまちづくり」、「持続可能な行財政運営」の3つの基本的な考え方に沿った6つの政策に基づき、Ⅱに示す主要・新規事業の実施を通じた魅力あるまちづくりを推進します。
- 北本駅東口駅前広場内に、乗降空間としての機能だけではなく、歩行者にとっての快適な空間を創出し利便性を向上させるため、シェルターを整備します。また、安心安全な都市基盤整備を推進するため、生活道路の整備に取り組み、石戸下踏切接続道路の拡幅工事のほか、局地的な大雨等による浸水対策として、雨水排水施設の整備を進めます。
- 地域交通は、市民の日常生活に必要不可欠な買物、医療、教育等のアクセスを支えるとともに、観光振興や地域経済の活性化にも欠かすことのできないものであることから、地域公共交通サービスの実現に向けた地域公共交通計画を策定します。また、実証実験としてデマンドバスを1台増車し、5台体制で運行することで、利用者の利便性の向上を図ります。
- 国指定史跡のデーノタメ遺跡を適切に保存・活用していくため、史跡指定地の公有地化を進めるとともに、遺跡の価値や魅力を伝えるため、シンポジウム等を開催します。
- 新たに生成AIを導入し、デジタル技術を活用することで、業務の効率化を図るとともに、業務の質的向上を通じて市民サービスの向上を図ります。
- まちの魅力を創出し、効果的に発信・活用することにより、市民のまちへの愛着を醸成するとともに、定住促進及び交流人口・関係人口の獲得を図るため、シティプロモーション事業を実施します。

会計別予算総括表

(単位:千円、%)

区 分		令和8年度	令和7年度	比 較	増減率
一 般 会 計		28,941,000	28,017,000	924,000	3.3
特別 会計	後期高齢者医療特別会計	1,460,100	1,286,300	173,800	13.5
	久保特定土地地区画整理事業特別会計	906,800	1,119,200	△212,400	△19.0
	国民健康保険特別会計	6,401,900	6,351,800	50,100	0.8
	介護保険特別会計	6,675,700	6,339,500	336,200	5.3
	埼玉県央広域公平委員会特別会計	599	583	16	2.7
	小 計	15,445,099	15,097,383	347,716	2.3
企業 会計	公共下水道事業会計	1,764,048	1,757,052	6,996	0.4
総 計		46,150,147	44,871,435	1,278,712	2.8

令和 8 年度一般会計補正予算の概要

1 補正予算の規模

一般会計（1号）	84,947 千円(補正後累計	29,025,947 千円)
----------	-----------------	----------------

2 一般会計補正（第 1 号）の内容

（歳出）

生活保護費等の追加支給事業	84,947 千円
---------------	-----------

※平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判所判決への対応を踏まえた保護費等の追加支給

（歳入）

国庫支出金（生活保護費負担金、生活保護適正実施推進事業費補助金）	65,667 千円
----------------------------------	-----------

繰入金（財政調整基金）	19,280 千円
-------------	-----------

予算決算常任委員会委員長報告

去る２月27日及び３月２日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案14件です。議案につきましては、各分科会におきまして慎重な審査を行い、各分科会長から報告を受けた後、報告に対する、質疑、討論、採決を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

1 審査年月日 令和８年３月19日(木)

2 場 所 議 場

3 出席委員 青野康子、斉藤 章、桜井 卓、今関公美、
小久保博雅、毛呂一夫、岡村有正、湯沢美恵、
島野和夫、永井 司、金森すみ子、村田裕子、
滝瀬光一、中村洋子、現王園孝昭、工藤日出夫、
大嶋達巳

4 審査結果

「議案第10号」令和８年度北本市一般会計予算については、修正案を賛成少数により否決すべきものと決定しました。また、原案を賛成多数により可決すべきものと決定しました。

「議案第11号」令和８年度北本市後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第12号」令和８年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計予算については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第13号」令和８年度北本市国民健康保険特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第14号」令和８年度北本市介護保険特別会計予算については、賛成全

員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第15号」令和8年度埼玉県央広域公平委員会特別会計予算については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第16号」令和8年度北本市公共下水道事業会計予算については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第25号」令和7年度北本市一般会計補正予算（第9号）については、修正案を賛成少数により否決すべきものと決定しました。また、原案を賛成多数により可決すべきものと決定しました。

「議案第26号」令和7年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第27号」令和7年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第28号」令和7年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第29号」令和7年度北本市介護保険特別会計補正予算（第5号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第30号」令和7年度埼玉県央広域公平委員会特別会計補正予算（第1号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第31号」令和8年度北本市一般会計補正予算（第1号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第10号」について

初めに、総務文教分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

（１）市税のうち市民税に関して、「市民税の積算根拠について」質疑がありました。

（２）財産収入のうち物品売払収入に関して、「１人１台端末の売払いの単価及び金額の積算根拠について」質疑がありました。

（３）総務費のうち一般管理費に関して、「福利厚生研修経費について、消耗品費及び被服費が増額となっているが、それぞれどのような内容によるものか」と質疑がありました。

秘書広報費に関して、「広報きたもとの印刷製本費の予算額が前年度に比べて大幅増となっている要因について」質疑がありました。

情報管理費に関して、「ＡＩ活用事業として242万6,000円を計上しているが、今後どのようにＡＩを活用していく計画なのか」と質疑がありました。

財産管理費に関して、「市役所庁舎総合管理委託料において委託先が変更となるとのことだが、業務内容の変更点及び従事していた方々の処遇について」、「解体条件付入札負担金において、勤労福祉センターは土地代よりも解体費用が上回るとのことだが、その積算根拠について」、「勤労福祉センターの解体を令和８年度に実施する理由及びコミュニティセンターの解体費用等を令和８年度予算に計上していない理由について」等の質疑がありました。

企画財政総務費に関して、「クラウドファンディング活用型地域活性化事業補助金について、令和７年度は高い達成率となっているが、事業を拡大しなかった理由について」、「契約業務経費のうち、負担金補助及び交付金が532万3,000円で、前年度と比べて296万3,000円増加している理由について」等の質疑がありました。

（４）教育費のうち学校教育費に関して、「外国語指導助手委託料として2,777万3,000円が計上されているが、英語力向上はどのような指標で測っているの

か」と質疑がありました。

学校管理費に関して、「小学校の照明のＬＥＤ化について、電気料金の削減効果はどの程度見込んでいるのか」、「１人１台端末について、これまで購入としていたものを、今回は使用料及び賃借料として計上している理由について」等の質疑がありました。

文化財保護費に関して、「デーノタメ遺跡の史跡公有地化に当たり、購入面積や積算の根拠及び一部購入とした理由について」、「デーノタメ遺跡の土地購入について、保存活用計画が未策定の中で、なぜこのタイミングで購入するのか。また、購入を行わないという選択肢はないのか」等の質疑がありました。

次に、健康福祉分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

（１）民生費のうち障がい者福祉費に関して、「在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金について」質疑がありました。

老人福祉費に関して、「難聴者補聴器購入費助成事業について」、「生活支援体制整備業務委託料の増額の理由について」、「ハイリスクアプローチ事業委託料の増額の要因について」等の質疑がありました。

老人福祉施設費に関して、「健康増進センターの施設解体工事について」質疑がありました。

障害福祉サービス事業所費に関して、「あすなろ学園及びふれあいの家の指定管理委託料について」質疑がありました。

児童措置費に関して、「民間保育施設等補助金の変動について」質疑がありました。

（２）衛生費のうち予防費に関して、「５歳児健診の内容について」質疑がありました。

次に、建設経済分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

（１）交通安全対策特別交付金に関して、「当該団体の事故発生件数及び人口に基づいて交付されるということだが、その計算方法などについて」質疑があ

りました。

（２）使用料及び手数料のうち農林水産業使用料に関して、「農業ふれあいセンターの使用料の増額理由について」質疑がありました。

（３）総務費のうち交通安全対策費に関して、「地域公共交通計画の策定に係る経費内容や、そのスケジュールについて」質疑がありました。

（４）衛生費のうち保健衛生費に関して、「生物多様性地域戦略は法律では努力義務となっているが、なぜ策定の必要があるのか」、「ゼロカーボンシティ実現促進補助金に関して、集合住宅宅配ボックス設置補助金の補助内容及び当初予算への計上並びにＣＯ₂削減効果について」等の質疑がありました。

塵芥処理費に関して、「ごみ減量等推進市民会議の補助金が減となっている理由について」質疑がありました。

（５）農林水産業費のうち農業振興費に関して、「農業振興対策業務経費の空調設備改修工事の内容について」質疑がありました。

（６）商工費のうち商工振興費に関して、「北本カレーフェスティバル負担金が、令和７年度と比較して大幅な増額となっている理由について」質疑がありました。

（７）土木費のうち土木総務費に関して、「違反広告物撤去作業委託料について、北本市シルバー人材センターへの委託が難しくなるということだが、予算積算の根拠などについて」質疑がありました。

建築指導費に関して、「既存木造住宅耐震化事業補助金及び危険ブロック塀等除却事業補助金について、実績に基づいて予算化されているのか」と質疑がありました。

道路維持費に関して、「道路維持事業経費の路面下空洞調査業務委託の具体的な内容について」質疑がありました。

都市計画総務費に関して、「まちづくり事業業務経費の詳細な内容について」、「住宅政策業務経費の報償費の内容について」等の質疑がありました。

（８）消防費のうち消防施設費に関して、「消火栓設置等負担金の対象となる消火栓について」質疑がありました。

各分科会会長報告に対する質疑はありませんでした。

質疑を終了し、討論に入る前、委員より委員長に提出された本案に対する修正案について趣旨説明がありました。

修正案の内容は、歳出の教育費の社会教育費のうち文化財保護費に要する６億５,１９５万円の歳出予算の減額を行うとともに、歳入の史跡等購入費国庫補助金、財政調整基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金、デーノタメ遺跡整備事業債について合計で６億５,１９５万円の減額を行うことでした。

なお、修正案については別紙の修正案を御参照いただきたいと思います。

修正案に対して、「地権者の現状をどのように捉えているのか」、「現在発生しているナラ枯れへの対策や、遺跡の保存・安全確保に遅れが生じるリスクをどのように考えているのか」、「公有地化して市が対応する方が早期対応につながると考えるが、いかがか」、「公有地化の重要性をどのように認識しているのか」、「文化財保護法における地方自治体の責務についてどのように捉えているか」、「公有地化することによってどのような影響があると考えているのか」、「今回の予算見送りが文化庁との信頼関係や今後の補助金採択にどのような影響を及ぼすと考えているのか」、「いつまでにいくら必要といった具体的なロードマップを計画に位置づけるべきと考えるか」、「財政面も含めた詳細なロードマップを示すことの妥当性についてどう考えるか」、「修正動議で指摘された「議会軽視」や「執行部のずさんさ」とは具体的にどの点を指すのか」、「１０年、２０年といった長期的な視点で検討すべきではないかということか」等の質疑がありました。

原案に賛成、修正案に反対の討論が３件、原案に反対、修正案に賛成の討論が１件ありました。

◎「議案第１１号」について

健康福祉分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

（１）後期高齢者医療広域連合納付金に関して、「前年度比13.4%増の要因について」質疑がありました。

健康福祉分科会会長報告に対する質疑はなく、本案に反対の討論が１件、賛成の討論が１件ありました。

◎「議案第12号」について

建設経済分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

（１）事業費のうち土地区画整理費に関して、「南小通りの排水改善の具体的な工事内容と期待される効果について」質疑がありました。

建設経済分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第13号」について

健康福祉分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

（１）国民健康保険税のうち一般被保険者国民健康保険税に関して、「被保険者の減少がある中で前年比2,903万3,000円の増となった要因について」質疑がありました。

（２）保健事業費のうち疾病予防費に関して、「糖尿病性腎症重症化予防共同事業負担金の継続の理由について」質疑がありました。

健康福祉分科会会長報告に対する質疑はなく、本案に反対の討論が１件、賛成の討論が１件ありました。

◎「議案第14号」について

健康福祉分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

（１）保険料のうち第1号被保険者保険料に関して、「現年度分普通徴収保険料の徴収率の見込みについて」質疑がありました。

（２）総務費のうち介護認定費に関して、「介護認定の状況について」質疑がありました。

（３）保険給付費のうち居宅介護サービス等給付費及び施設介護サービス給付

費に関して、「居宅介護サービス等給付事業経費及び施設介護サービス給付事業経費の増額の理由について」質疑がありました。

健康福祉分科会会長報告に対する質疑はなく、討論ありませんでした。

◎「議案第15号」について

総務文教分科会会長報告に対する質疑はなく、討論ありませんでした。

◎「議案第16号」について

建設経済分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

（１）収益的収入及び支出に関して、「経費回収率の見込みと近隣との比較、また今後の対策をどのように考えているか」と質疑がありました。

（２）資本的収入及び支出に関して、「令和８年度の更新工事などの見込みと計画区域の整備済率について」質疑がありました。

建設経済分科会会長報告に対する質疑はなく、討論ありませんでした。

◎「議案第25号」について

初めに、総務文教分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

（１）市税のうち固定資産税に関して、「固定資産税を２億円増額補正した要因について」質疑がありました。

（２）寄附金のうち寄附金に関して、「ふるさと応援寄附金を減額補正する理由について」質疑がありました。

（３）教育費のうち学校管理費に関して、「小学校費及び中学校費における学校水泳指導民間委託料がそれぞれ減額となっているが、中止クラスの振替はできなかったのか」と質疑がありました。

次に、健康福祉分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

（１）民生費のうち保育所費に関して、「交付金返還となった理由について」、「事業者への交付金返還請求について」、「返還に係る延滞金の発生について」等の質疑がありました。

扶助費に関して、「生活保護扶助経費のうち医療扶助と介護扶助の増額の理

由について」質疑がありました。

次に、建設経済分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

（１）繰越明許費に関して、「繰越明許費の内容と完了見込みについて」質疑がありました。

（２）総務費のうち戸籍住民基本台帳費に関して、「戸籍業務経費の委託料の減額が大きい理由と、氏名の振り仮名を付する業務の今後の見通しについて」質疑がありました。

（３）農林水産業費のうち農業振興費に関して、「農業振興対策業務経費の備品購入費の減額理由について」質疑がありました。

（４）土木費のうち道路新設改良費に関して、「負担金補助及び交付金が減額となっているが、その理由について」質疑がありました。

公園緑地費に関して、「公園施設維持管理経費において、その他整備工事が約6,000万円の減額となっている理由について」質疑がありました。

各分科会会長報告に対する質疑はありませんでした。

質疑を終了し、討論に入る前、委員より委員長に提出された本案に対する修正案について趣旨説明がありました。

修正案の内容は、歳出の民生費の児童福祉費のうち保育所費に要する1,366万円の歳出予算の減額を行うとともに、歳入の財政調整基金繰入金について1,366万円の減額を行うことでした。

なお、修正案については別紙の修正案を御参照いただきたいと思います。

修正案に対して、「事業者の過失や不当な働きかけの可能性を否定できないとのことだが、責任の所在はどこにあると考えているのか」、「国への返還自体をすべきでないと考えているのか。あるいは、いつ、どのようなタイミングで返還すべきだと考えているのか」、「国には速やかに返還したうえで、百条委員会や第三者委員会等で原因究明を行うことについてどう考えるか」等の質疑がありました。

原案に賛成、修正案に反対の討論が4件、原案に反対、修正案に反対の討論が1件ありました。

◎「議案第26号」について

健康福祉分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

(1) 後期高齢者医療保険料のうち特別徴収保険料及び普通徴収保険料に関して、「当初見込みを上回った理由について」質疑がありました。

健康福祉分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第27号」について

建設経済分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

(1) 繰越明許費に関して、「繰越明許費の内容と完了見込みについて」質疑がありました。

建設経済分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第28号」について

健康福祉分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

(1) 保険給付費のうち一般被保険者高額療養費に関して、「高額療養費負担金の増額理由について」質疑がありました。

健康福祉分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第29号」について

健康福祉分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

(1) 地域支援事業費の任意事業費に関して、「成年後見人扶助242万4,000円の減額理由について」質疑がありました。

健康福祉分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第30号」について

総務文教分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

(1) 委員会費のうち委員会費に関して、「委員会委員報酬の増額理由として、市職員からの不利益処分審査請求があったと聞いているが、積算の根拠となる

会議日程について」質疑がありました。

総務文教分科会会長報告に対する質疑はなく、討論ありませんでした。

◎「議案第31号」について

健康福祉分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

（１）民生費のうち生活保護総務費に関して、「１世帯当たりの支給額の積算根拠について」質疑がありました。

健康福祉分科会会長報告に対する質疑はなく、討論ありませんでした。

なお、各分科会会長から報告のあった内容の詳細につきましては、各分科会会長報告のとおりですので、御覧いただきますようお願いいたします。

以上報告いたします。

令和８年３月25日

予算決算常任委員会
委員長 大 嶋 達 巳

北本市議会議長 保 角 美 代 様

「議案第10号」令和8年度北本市一般会計予算に対する修正案

「議案第10号」令和8年度北本市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条第1項中、「28,941,000千円」を「28,289,050千円」に修正する。

第1条第2項中、「第1表 歳入歳出予算」を別紙のとおり修正する。

第4条中、「第4表 地方債」を別紙のとおり修正する。

令和8年3月19日 提出

提出者 予算決算常任委員 永 井 司

予算決算常任委員会委員長 大 嶋 達 巳 様

別紙

「議案第10号」令和8年度北本市一般会計予算に対する修正案

第1表及び第4表を次のとおり修正する。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入		(単位 千円)	
歳 入	款	項	金 額
13 国庫支出金			4,806,603
			5,328,162
17 繰入金		2 国庫補助金	516,244
			1,037,803
			2,282,340
20 市債			2,295,431
		2 基金繰入金	2,251,736
			2,264,827
			1,471,100
			1,588,400
		1 市債	1,471,100
			1,588,400
歳 入		合 計	28,289,050
			28,941,000

歳 出		(単位 千円)	
款	項	金	額
10 教育費			2,910,004
			3,561,954
	5 社会教育費		926,219
			1,578,169
歳 出	合 計		28,289,050
			28,941,000

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
デ・ノタ・遠跡整備事業	117,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えをすることができ。
合 計	1, 471, 100 1, 588, 400			

(参考) 令和8年度北本市一般会計予算 修正案に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	(単位 千円)	
			比	較
13 国庫支出金	4,806,603			149,489
	5,328,162	4,657,114		671,048
17 繰入金	2,282,340			56,826
	2,295,431	2,225,514		69,917
20 市債	1,471,100			△585,700
	1,588,400	2,056,800		△468,400
歳入合計	28,289,050			272,050
	28,941,000	28,017,000		924,000

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	(単位 千円)		
				本年度予算額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	その他
10 教育費	2,910,004		△763,672	181,558	322,200	164,235
	3,561,954	3,673,676	△111,722	703,117	439,500	177,235
						2,242,011
						2,242,102
歳出合計	28,289,050		272,050	7,012,268	1,471,100	2,776,226
	28,941,000	28,017,000	924,000	7,533,827	1,588,400	17,029,456
						17,029,547

2 歳 入

第 13 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
5 教育費国庫補助金	18,697 540,256	24,969	△6,272 515,287	3 社会教育費補助金	7,964 520,523	史跡等購入費国庫補助金 補助基本額 651,949×補助率 4/5
計	516,244 1,037,803	693,827	△177,583 343,976			521,559

第 17 款 繰入金

第 2 項 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	2,251,736 2,264,827	2,196,745	54,991 68,082	1 基金繰入金	2,251,736 2,264,827	財政調整基金繰入金 ふるさと応援基金繰入金
計	2,251,736 2,264,827	2,196,745	54,991 68,082			1,299,909 1,300,000 737,000 750,000

第 20 款 市債

第 1 項 市債

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
6 教育債	322,200 439,500	1,312,400	△990,200 △872,900	3 社会教育債	3,500 120,800	デ＝ノタメ遺跡整備事業債
計	1,471,100 1,588,400	2,056,800	△585,700 △468,400			117,300

3 歳 出

第 10 款 教育費

第 5 項 社会教育費

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	説 明		
				特 定 財 源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他					
3 文化財保護費	87,907	217,429	△129,522	5,489		2,500	65,646	12 委託料 17,775	文化財保護事業経費（文化財保護課）	67,111	
	国補			繰上	繰上	繰上	繰上				
	県補			諸	諸	諸	諸				諸
	国補			繰上	繰上	繰上	繰上				
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	
				5,489	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	繰上	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当該年度末現在高見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 償 還 見 込 額	
1 普 通 債	7, 471, 513	8, 479, 560	1, 479, 500 1, 596, 800	1, 009, 359	8, 949, 701 9, 067, 001
(1) 総 務	172, 567	152, 979	330, 200	30, 529	452, 650
(2) 民 生	1, 105, 572	997, 224	225, 200	115, 422	1, 107, 002
(3) 衛 生	1, 249	627	0	627	0
(4) 農 林 水 産 業	95, 350	82, 323	14, 800	13, 160	83, 963
(5) 商 工	5, 690	4, 470	0	1, 220	3, 250
(6) 土 木	2, 511, 985	2, 616, 190	550, 700	455, 155	2, 711, 735
(7) 公 営 住 宅	59, 855	55, 330	7, 800	4, 545	58, 585
(8) 消 防	254, 009	220, 639	28, 600	54, 381	194, 858
(9) 教 育	3, 265, 236	4, 349, 778	322, 200 439, 500	334, 320	4, 337, 658 4, 454, 958
2 そ の 他	9, 390, 906	8, 384, 039	0	970, 006	7, 414, 033
(1) 減 税 補 填 債	18, 547	5, 545	0	5, 545	0
(2) 臨 時 財 政 対 策 債	9, 321, 102	8, 335, 780	0	955, 918	7, 379, 862
(3) 減 収 補 填 債	51, 257	42, 714	0	8, 543	34, 171
合 計	16, 862, 419	16, 863, 599	1, 479, 500 1, 596, 800	1, 979, 365	16, 363, 734 16, 481, 034

「議案第25号」令和7年度北本市一般会計補正予算に対する修正案

「議案第25号」令和7年度北本市一般会計補正予算の一部を次のように修正する。

第1条第1項中、「174,940千円」を「188,600千円」に、「30,387,773千円」を「30,374,113千円」に修正する。

第1条第2項中、「第1表 歳入歳出予算補正」を別紙のとおり修正する。

令和8年3月19日 提出

提出者 予算決算常任委員 工 藤 日出夫

予算決算常任委員会委員長 大 嶋 達 巳 様

別紙

「議案第25号」令和7年度北本市一般会計補正予算（第9号）に対する修正案

第1表を次のとおり修正する。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入		項	補正前の額	補 正 額	計	(単位 千円)
18 繰入金			2, 346, 780	△428, 668 △415, 008	1, 918, 112 1, 931, 772	
	2 基金繰入金		2, 318, 011	△428, 668 △415, 008	1, 889, 343 1, 903, 003	
歳 入	合 計		30, 562, 713	△188, 600 △174, 940	30, 374, 113 30, 387, 773	
歳 出 (単位 千円)						
歳 出	項	補正前の額	補 正 額	計		
3 民生費		12, 661, 309	△17, 106 △3, 446	12, 644, 203 12, 657, 863		
	2 児童福祉費	5, 755, 936	13, 131 26, 791	5, 769, 067 5, 782, 727		
歳 出	合 計	30, 562, 713	△188, 600 △174, 940	30, 374, 113 30, 387, 773		

(参考) 令和7年度北本市一般会計補正予算 (第9号) 修正案に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)		(単位 千円)	
款	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	2,346,780	△428,668 △415,008	1,918,112 1,931,772
歳入合計	30,562,713	△188,600 △174,940	30,374,113 30,387,773

(歳出)		(単位 千円)			
款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	
				国県支出金	地方債 その他
3 民生費	12,661,309	△17,106 △3,446	12,644,203 12,657,863	△26,347	△1,600 8,724
歳出合計	30,562,713	△188,600 △174,940	30,374,113 30,387,773	△158,216	△75,200 45,697
					2,117 15,777 △881 12,779

2 歳 入

第 18 款 繰入金 第 2 項 基金繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	2,318,011	△428,668 △415,008	1,889,343 1,903,003	1 基金繰入金	△428,668 △415,008	△568,208 △554,548
計	2,318,011	△428,668 △415,008	1,889,343 1,903,003		財政調整基金繰入金	

3 歳 出

第 3 款 民生費 第 2 項 児童福祉費 (単位 千円)

目	補正前 の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節	説 明
				特 定 財 源		一般財源			
				国県支出金	地方債	その他			
3 保育所費	932,015	△1,370 12,290	930,645 944,305	国補 95			95	22 償還金利子 及び割引料 13,660	保育業務経費 (保育課) 19 扶助費 諸扶助 ・実費徴収補足給付金 22 償還金利子及び割引料 還付・返納金 ＝国庫支出金返納金 285 13,660
				県補 95			13,755		
計	5,755,936	13,131 26,791	5,769,067 5,782,727	12,290	△1,600	7,033	△4,592 9,068		

総務文教常任委員会委員長報告

去る３月２日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案５件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和８年３月４日(水)
- 2 場 所 委員会室 1
- 3 出席委員 今関公美、湯沢美恵、保角美代、現王園孝昭、
大嶋達巳、毛呂一夫
- 4 審査結果

「議案第17号」北本市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第18号」北本市いじめ防止対策推進条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第19号」北本市職員の給与に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第20号」北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第21号」北本市行政手続条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第17号」について

(1) 「条例改正に至った理由と、主な改正点について」質疑したところ、
「改正の理由としては、第六次北本市総合振興計画基本構想が令和7年6月議会で、前期基本計画が令和7年12月議会で可決されたことを受け、基金の充当事業を同計画の政策内容に合わせて見直すためです。主な改正内容は、事業名称の表記及び並び順の一部変更です」との答弁がありました。

(2) 「リーディングプロジェクト関連の基金残高と、今後の取扱いについて」質疑したところ、「第六次北本市総合振興計画ではリーディングプロジェクトの位置づけがなくなることに合わせて、基金の充当事業から除くため、市長が必要と認める事業を定める告示を本条例改正の可決後に廃止する予定です。令和8年2月時点のリーディングプロジェクト2事業の基金残高は約2億7,000万円で、令和7年度中に約3,000万円を事業費として充当するため、令和7年度末残高は約2億4,000万円となる見込みです。リーディングプロジェクトは政策1から6を横断する重点施策と位置づけていることから、告示の廃止後に残額を6つの政策に6分の1ずつ均等に配分する予定です」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第18号」について

(1) 「人権推進課を総務課へ編入し、職員課を新設するなどの組織改正を行う理由について」質疑したところ、「令和8年度に向けて組織体制を検討する中で、課題や各課の状況を勘案し、総務部に職員課を新設するとともに、人権推進課を廃止し、人権推進・男女共同参画担当を総務課へ編入するものです。従来、総務課の職員担当は給与や勤怠、任命、服務などの管理事務が中心でしたが、働き方改革や制度改正、採用難、メンタルヘルス対応など業務領域が拡大していることから、職員課を独立させるものです」との答弁が

ありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第19号」について

（１）「条例上の交通機関等、交通用具とは具体的には何を指すのか」と質疑したところ、「交通機関等については、本市の場合は主に鉄道及びバスを指します。交通用具については自動車及び原動機付自転車などが該当します」との答弁がありました。

（２）「条例改正による歳出への影響について」質疑したところ、「歳出への影響については、１月当たり54万800円、年間648万9,600円の増を見込んでいます」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第20号」について

（１）「北本市特別職報酬等審議会はどのようなメンバーで構成されているのか」と質疑したところ、「北本市内の金融機関の支店長、自治会連合会会長、商工会会長、関東信越税理士会上尾支部からの推薦者、市民代表や元行政経験者で構成されています」との答弁がありました。

（２）「議員報酬を約５％引上げることに至った経緯について」質疑したところ、「審議会では、物価上昇が続く中で令和２年度以降議員報酬が据え置かれていること、県内類似団体の平均額36万5,714円に対し本市は35万5,000円と低い水準にあることから、引上げが必要との意見が示されました。さらに、県内類似団体の最高額である蕨市の41万5,000円、最低額である白岡市の32万6,000円を踏まえ、中央値の37万500円に近づける観点から５％程度の引上げが妥当とされ、結果として37万2,000円とする案が取りまとめられました」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第21号」について

(1) 「公示送達におけるインターネット掲載期間及び掲載情報の取扱いについて」質疑したところ、「インターネットによる掲載を導入しても、掲載期間は従来通り2週間です。掲載する氏名及び住所などの情報も、これまで掲示板に掲示していた内容と同様の取扱いとなります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和8年3月25日

総務文教常任委員会
委員長 毛 呂 一 夫

北本市議会議長 保 角 美 代 様

健康福祉常任委員会委員長報告

去る３月２日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案１件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- １ 審査年月日 令和８年３月５日（木）
- ２ 場 所 委員会室２
- ３ 出席委員 島野和夫、村田裕子、滝瀬光一、中村洋子、
高橋 誠
- ４ 審査結果

「議案第22号」北本市国民健康保険税条例の一部改正については、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第22号」について

（１）「新たに創設された子ども・子育て支援金制度について」質疑したところ、「令和８年４月から始まる制度で、北本市国民健康保険の被保険者１人当たり年額で約2,490円、月額では約207円、世帯当たりでは年額で約3,524円、月額で約293円の増額となります。モデルケースを挙げると、40歳から64歳までの１人世帯の方で世帯所得が０円の場合は、７割軽減の対象者となり、年額400円となります。また、40歳から64歳までの夫婦２人世帯で、世帯所得200万円の場合は軽減対象とはならないため、世帯当たりの年額は7,200円となります」との答弁がありました。

（２）「低所得世帯、未就学児、出産被保険者及び18歳未満の被保険者に係る支援納付金課税額の減額について」質疑したところ、「従来の医療分、後

期支援分、介護分と同様に、均等割額及び18歳以上均等割額については、低所得世帯の7割、5割、2割軽減並びに未就学児軽減、産前産後の保険税軽減が適用されます。18歳未満の被保険者については、均等割額を一度課税した上で、先ほどの軽減の適用後に、残りの課税分を軽減することで、結果として10割軽減とします。この18歳未満被保険者の10割軽減に係る額については、18歳以上の被保険者で負担することとなり、減額相当分を18歳以上被保険者均等割額として、18歳以上の被保険者に課税されます」との答弁がありました

（３）「子ども・子育て支援金分の税率の設定基準について」質疑したところ、「条例の一部改正により設定した税率等は、埼玉県が示す市町村標準税率に準拠しています。県の調査では、新設の制度ということもあり、県が示した市町村標準税率を基準としている市町村が多く見られました」との答弁がありました。

（４）「同制度の近隣状況について」質疑したところ、「県の調査によると近隣市の課税状況については、上尾市が所得割分0.26%、均等割1,580円、18歳以上均等割107円、桶川市は所得割分0.29%、均等割1,800円、18歳以上均等割120円、鴻巣市は所得割分0.29%、均等割1,800円、18歳以上均等割100円となっています」との答弁がありました。

（５）「制度の周知方法について」質疑したところ、「広報きたもと5月号の市税等のお知らせに記事を掲載するほか、市のホームページや、7月に発送予定の令和8年度納税通知書に同封する保険税のしおりにも、子ども・子育て分の説明を加え、丁寧に周知していきます」との答弁がありました。

本案に対する討論は反対討論が1件ありました。

以上報告いたします。

令和 8 年 3 月 25 日

健康福祉常任委員会
委員長 高 橋 誠

北本市議会議長 保 角 美 代 様

建設経済常任委員会委員長報告

去る３月２日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案１件及び請願１件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- １ 審査年月日 令和８年３月３日（火）
- ２ 場 所 委員会室２
- ３ 出席委員 斉藤 章、桜井 卓、青野康子、小久保博雅、
岡村有正、金森すみ子、永井 司
- ４ 審査結果

「議案第23号」北本市都市公園条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議請第１号」政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める議会の意見書提出を求める請願については、挙手多数により採択すべきものと決定しました。

◎「議案第23号」について

（１）「今回の条例改正の金額に至った根拠について」質疑したところ、
「令和元年10月に定められた使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づいて、原価に性質別負担割合を掛けて算出しました。原価は維持管理費として、年間維持管理費と減価償却費の合計額を年間利用可能時間で割って算出しています。このうち年間維持管理費については、市職員の人件費、施設の光熱水費、保守管理費、その他費用の合計額を令和４年から６年までの３か年の平均により算出しています。照明については、附属施設のため人件費を除き、その代わりに電気料金を加えて原価を算出しており、その結果が見

直し額となっています」との答弁がありました。

(2) 「使用料改定について市民や、指定管理者等の意見聴取を行ったのか」と質疑したところ、「指定管理者には令和7年5月に意見聴取し、特段意見等はありませんでした。その後、令和7年11月16日に住民説明会を開催しています。開催に当たっては、総合公園窓口とホームページとSNSで周知しました」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議請第1号」について

本請願審査では、紹介議員及び参考人を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、参考人の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「核兵器禁止条約を日本が批准することで、どのような安全保障上の効果が生まれるのか、また北朝鮮や中国、ロシアの軍事的活動が現実として存在している状況下で、核兵器の抑止力から離脱することが国民の生命と安全をどのように守ることにつながるのか」と質疑したところ、「核兵器禁止条約の批准国が多くなればなるほど、核兵器禁止条約は法としての拘束力が強くなり、核戦争を防ぐ力が大きくなると考えています。また安全保障については、国連憲章に「いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない」と定められており、我々は唯一の被爆国として、核兵器という力による支配を認めるのではなく、法によって解決していくべきだと主張していくことが大事なのだと考えています」との答弁がありました。

(2) 「核兵器禁止条約の署名・批准は、国の政策に関わる問題であると考えるが、北本市議会が地方議会として意思を表明する意義や、今回の請願と本市の非核平和宣言都市との関係についてどのように捉えているか」と質疑したところ、「地方議会として直接請願という形で市民の声を聞くことができしており、北本市議会がその声を意見書として議決し、国に対してしっかりと伝えていくことが大きな役割であると考えています。また北本市の非核平和都市宣言においては、「世界中の核兵器が速やかに廃絶されるよう、あらゆる可能な運動を展開する」と掲げており、核兵器廃絶に向けたあらゆる可能な運動の一つが、まさに今回の請願だと考えています」との答弁がありました。

(3) 「我が国は日米安全保障条約の下で安全保障政策を構築しているが、核兵器禁止条約の署名・批准が日本の安全保障政策にどのような影響を与えているか」と質疑したところ、「日米安全保障条約第1条には、国連憲章を引用し、国際紛争を平和的手段で解決し、武力による威嚇や行使を慎むことが明記されています。核兵器による報復を前提とした抑止や威嚇は、同条約が掲げる平和の原則と矛盾するものと考えています。日本が核兵器禁止条約を批准することは、日米安全保障条約を破棄することではなく、むしろ同盟国であるアメリカに対し、核兵器に依存しない安全保障体制をしっかりと構築し、堅守していくことの重要性を示すものになると考えます」との答弁がありました。

本請願に対して、反対討論が2件、賛成討論が3件ありました。

以上、報告いたします。

令和 8 年 3 月 25 日

建設経済常任委員会
委員長 永 井 司

北本市議会議長 保 角 美 代 様

議会改革特別委員会委員長中間報告

令和7年第2回定例会において本委員会に付託され、令和7年第4回定例会から閉会中の継続審査となっていました議会改革特別委員会について、5回の委員会を開催いたしましたので、審査経過の概要を下記のとおり報告いたします。また、この間、議会改革に関する意見交換会を開催いたしましたので、その内容についても併せて報告いたします。

記

【第12回】

- 1 審査年月日 令和8年1月9日(金)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 中村洋子、桜井 卓、小久保博雅、湯沢美恵、
島野和夫、永井 司、滝瀬光一、大嶋達巳、
工藤日出夫
- 4 議 題 (1) 議会改革に関する意見交換会について
(2) その他

令和8年1月17日に開催を予定している「議会改革に関する意見交換会」について進行方法や配布資料等の最終調整を行いました。意見交換のパートにおいては対面形式ではなく、ワークショップ形式を採用することとし、各グループに最低1人の委員が参加して市民の意見を効果的に引き出す進行方法とすることを確認しました。また、配布資料については、市民が客観的な判断を行えるよう、近隣自治体との比較データ等の資料を用意し、情報の充実に努めることとしました。

【議会改革に関する意見交換会】

- 1 開催年月日 令和8年1月17日(土)
- 2 場 所 北本市文化センター 第3会議室

これまでの審議経過の報告と議員定数及び議員報酬に関する意見を伺うため、意見交換会を開催しました。当日は24人の市民の皆様に参加いただき、意見交換のパートにおいては5グループに分かれて活発な議論が行われました。市民の皆様からいただいた貴重な意見を今後の議論に活用していきます。なお、各グループでのご意見及び終了後に実施したアンケートの結果については、次回の委員会において共有することとしました。

【第13回】

- 1 審査年月日 令和8年1月30日(金)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 中村洋子、桜井 卓、小久保博雅、湯沢美恵、
島野和夫、高橋 誠、永井 司、滝瀬光一、
大嶋達巳、工藤日出夫
- 4 議 題 (1) 議会改革に関する意見交換会について
(2) 議員報酬について
(3) その他

意見交換会でいただいた意見及びアンケート結果（回答18人）について共有しました。議員定数に関しては、多様な意見反映や委員会運営の観点から「現状でよい」が13人と多数を占め、削減には慎重な声が目立ちました。議員報酬については、若手の参画や職務専念に向けた生活保障の必要性から「上げたほうがよい」との回答が9人に上りました。

また、議員報酬に関しては、1月19日に北本市特別職報酬等審議会から出された報酬額の引き上げに関する答申についても協議いたしました。審議会の結論を受け止め尊重する立場を確認した上で、今後さらに議論を継続するのか、あるいは一定の結論を出すのかを改めて検討していくこととなりました。

【第14回】

- 1 審査年月日 令和8年2月12日(木)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 中村洋子、桜井 卓、小久保博雅、湯沢美恵、
島野和夫、永井 司、滝瀬光一、大嶋達巳、
工藤日出夫
- 4 議 題 (1) 通年議会について
(2) その他

通年議会の導入について議論を行いました。検討の結果、現行の会期制でも臨時会や継続審査で対応が可能であり、執行部の事務負担増等を考慮した結果、現時点では導入を見送ることとしました。今後は現行制度の下で委員会活動の活性化を図り、議会機能の強化に努めます。

あわせて、議員定数についても協議を行い、意見交換会よりもさらに広く市民の意見を聴取するため、全市民を対象としたアンケートを実施することを決定しました。次回までに委員会としての議論の方向性を整理した実施案を作成することとしました。

【第15回】

- 1 審査年月日 令和8年2月25日(水)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 中村洋子、桜井 卓、小久保博雅、湯沢美恵、
島野和夫、永井 司、滝瀬光一、大嶋達巳、
工藤日出夫
- 4 議 題 (1) 議員定数について
(2) その他

議員定数に関するアンケートの実施方法について、作成した案をもとに協議した結果、L o G oフォームによるオンライン形式で実施することとしました。市民への周知については、市議会ホームページへの掲載や公民館等へのポスター掲示に加え、広報きたもと4月号へ掲載することを決定しました。

また、広報広聴委員会で検討を重ねてきた「北本市議会SNS運用方針」の案が示されました。本件については、議会活動の発信機能強化の観点から、特別委員会においてさらに議論を深めていく予定です。

【第16回】

- 1 審査年月日 令和8年3月12日(木)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 中村洋子、桜井 卓、小久保博雅、湯沢美恵、
島野和夫、高橋 誠、永井 司、滝瀬光一、
大嶋達巳、工藤日出夫
- 4 議 題 (1) 閉会中の継続審査に関する件について
(2) 中間報告の申し出について
(3) その他

議員定数に関するアンケートにおけるポスター案の確認や集計方法等について4月1日からの実施に向け最終確認を行いました。

また、広報広聴委員会で検討されてきた「議会報告会の見直しについて」の案の報告がありました。現状では説明が長く、参加者からの発言がしにくいことや、市民意見の市政への反映が十分でないことが課題とされていることから、報告会を年4回から年2回に見直し、説明を簡潔化するとともに、意見交換は少人数のワークショップ形式へ転換することとします。あわせて、委員会別の意見交換会やイベントでの意見収集を強化し、全体報告会と委員会単位の広聴を組み合わせ、市民意見をより確実に市政へ反映していく体制を整える案が示されました。

以上がこれまでの審査経過ですが、今後更なる調査研究及び議論を深めるため、引き続き閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上報告いたします。

令和 8 年 3 月 25 日

議 会 改 革 特 別 委 員 会
委員長 工 藤 日出夫

北本市議会議長 保 角 美 代 様

令和8年第1回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第1号
受 理 年 月 日	令和8年2月5日
件 名	政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める議会の意見書 提出を求める請願
請願者の住所 及 び 氏 名	
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	桜 井 卓、小久保 博 雅、毛 呂 一 夫、 湯 沢 美 恵、中 村 洋 子

【請願趣旨】

ロシアによるウクライナ侵略やイスラエルによるガザ侵攻は、無法で残虐な戦争の上に、核兵器使用の危険を増大させています。その上、現在は核保有国やその同盟国による「核共有」など新たな核軍拡競争が起こっています。「核抑止論」の破綻は明らかではないでしょうか。

核兵器禁止条約は、2017年に国連加盟国の3分の2にあたる122か国の賛成で採択され、2020年に50か国が批准し2021年に発効、2025年9月現在95か国が署名、74か国が批准しています。この条約は、核兵器が破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪し、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。核兵器禁止条約は、被爆者とともに多くの日本国民が長年にわたり求めてきた核兵器完全廃絶につながる画期的なもので、人類の希望です。

2024年12月、日本原水爆被害者団体協議会はその長年の核兵器廃絶と被爆者救済を求める運動に対してノーベル平和賞を受賞しました。これは、被団協のみならず日本国民、世界中の核兵器廃絶を願う人々を励まし勇気と希望を与えています。ともに心から喜び合いたいと思います。

今こそ唯一の戦争被爆国の日本の政府が、被爆後80年今なお苦しみとたたかい続けている被爆者と核兵器廃絶を求める日本国民の声を受け止め、核兵器禁止条約を批准し、核戦争のない世界をつくる先頭に立って力を尽くすことを切に願います。

非核平和宣言都市である北本市議会として、衆参両院議長及び内閣総理大

臣に下記意見書を提出していただくようお願いいたします。

【請願事項】

「日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書」を国会及び政府に提出してください。

議提第2号

核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書

会議規則第14条の規定により、核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書を次のとおり提出する。

令和8年3月25日 提出

提出者	北本市議会議員	桜井卓
賛成者	北本市議会議員	湯沢美恵
賛成者	北本市議会議員	中村洋子

北本市議会議長 保角美代 様

核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書

ロシアによるウクライナ侵略やイスラエルによるガザ侵攻は、国際社会の平和と安全を揺るがし、深刻な人道上の危機を招いているのみならず、核兵器使用の危険性を増大させています。その上、現在は核保有国やその同盟国による核共有など新たな核軍拡競争が起こっており、核抑止論の有効性が根本から問われています。

核兵器禁止条約は、2017年に国連加盟国の3分の2にあたる122か国の賛成で採択され、2020年に50か国が批准し2021年に発効しました。2026年2月現在、95か国が署名、74か国が批准しています。この条約は、核兵器の使用から生ずる壊滅的で非人道的な結末を深く憂慮し、あらゆる核兵器の使用が国際人道法や国際連合憲章に反するものであり、いかなる場合にも核兵器が再び使用されない唯一の方法として核兵器を完全に廃絶することが必要として、開発、実験、生産、製造、取得、占有、貯蔵、使用、使用すると威嚇、援助にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。また、条約は被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。核兵器禁止条約は、被爆者とともに多くの日本国民が長年にわたり求めてきた核兵器完全廃絶につながる画期的かつ、人類の希望となるものです。

2024年12月、日本原水爆被害者団体協議会はその長年の核兵器廃絶と被爆者救済を求める運動に対してノーベル平和賞を受賞しました。これは、日本原水爆被害者団体協議会のみならず日本国民、そして世界中の核兵器廃絶を願う人々を励まし、核兵器廃絶に向けた機運を大きく高めるものとなりました。

今こそ唯一の戦争被爆国である日本政府が、被爆後80年を経た今なお苦しみと向き合い続けている被爆者と、核兵器廃絶を求める国民の声を受け止めるべき時です。核兵器禁止条約を批准し、核戦争のない世界をつくる先頭に立って力を尽くすことが強く求められています。

よって、日本政府に対し、国際社会の先頭に立って核兵器の廃絶を進めるために、核兵器禁止条約に署名・批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

議提第3号

イランへの攻撃中止と即時停戦に向けた外交努力等を求める意見書

会議規則第14条の規定により、イランへの攻撃中止と即時停戦に向けた外交努力等を求める意見書を次のとおり提出する。

令和8年3月25日 提出

提出者	北本市議会議員	湯 沢 美 恵
賛成者	北本市議会議員	桜 井 卓
賛成者	北本市議会議員	今 関 公 美
賛成者	北本市議会議員	毛 呂 一 夫
賛成者	北本市議会議員	金 森 すみ子
賛成者	北本市議会議員	村 田 裕 子
賛成者	北本市議会議員	中 村 洋 子

北本市議会議長 保 角 美 代 様

イランへの攻撃中止と即時停戦に向けた外交努力等を求める意見書

アメリカ合衆国とイスラエルは 2 月 28 日にイランに対する大規模な軍事攻撃を開始しました。これに対しイラン側も報復攻撃を行うなど、中東地域全体を巻き込んだ紛争に発展する深刻な状況に直面しています。いかなる理由があろうと、武力による先制攻撃や報復の連鎖は、国連憲章と国際法に違反する暴挙で容認することはできません。また、軍事攻撃によって罪のない子どもたちを含む多くの一般市民に犠牲が出ていることは到底許すことはできません。さらに、核施設周辺を標的とした攻撃は、周辺住民の生命を深刻な危機にさらすだけでなく、地球規模での環境破壊を招く恐れがあり、看過することはできません。

本市は、1986 年の世界連邦平和都市宣言において、全世界の人々と手を携えて人類永遠の平和の確立のため努力することを宣言しています。市民の命を奪う軍事行動は平和への歩みを根底から覆すものであり、直ちに停止するべきです。

さらに、ホルムズ海峡閉鎖等の中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー供給や物価高騰は、日本国民や北本市民の生活や地域経済に深刻な打撃を与えており、一刻も早い正常化が求められます。

よって、日本政府に対し、下記の事項を推進することを強く求めます。

記

- 1 アメリカ合衆国、イスラエル、イランの各国政府に対し、直ちに全ての軍事行動を停止し、対話を基調とした外交努力によって、平和的解決を図るよう力を尽くすこと
- 2 小学校などの教育施設や核施設を標的にしないよう国際社会へ強く訴え、国際人道法及び非核平和の理念を厳守させること
- 3 緊迫する情勢によるエネルギーを含む物価の高騰から市民生活と地域経済を守るため、財政措置等を講じること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣